

第1章 計画策定にあたって

I 地域福祉とは

近年の社会情勢をみると、少子高齢化の進行や家族形態の変化等により、私たちを取り巻く環境は大きく変化し、福祉に対するニーズは多様化・複雑化しています。

改正社会福祉法（平成30年4月1日施行）では、地域共生社会^{※1}の実現に向けて、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様化・複雑化した「地域生活課題」について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指すという「地域福祉推進の理念」が明記されました。

地域に住むすべての人が生活しやすい地域社会をつくるため、地域福祉を推進する主体は、地域住民、社会福祉協議会等社会福祉を目的とする事業を経営するもの、NPOや福祉サービス提供事業者等の社会福祉に関する活動を行うものが担うものとされており、それらが協力し、一体となって互いに助け合い、支え合うことで、誰もが暮らしやすい地域づくりを実現しようというのが地域福祉の考え方です。

この考え方にに基づき、福祉サービスが必要となっても、これまでつくりあげてきた家族、友人等との関係を保ち、社会や経済、文化などあらゆる分野の活動に参加できることで、誰もが自分らしく、住み慣れた地域の一員として自立して暮らせるための相互扶助による支え合いの「地域社会」をつくっていくことを目指しています。

※1 地域共生社会：制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会のことです。

2 国の動向

第2期計画期間中の、平成30年4月1日に「地域共生社会」の実現に向け、改正社会福祉法が施行され、地域福祉計画の策定については、任意とされていたものが努力義務とされ、さらに、「地域における高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置付けられました。

○市町村が地域福祉の推進に関する事項として掲げる事項（改正前）

- ①地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ②地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ③地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項



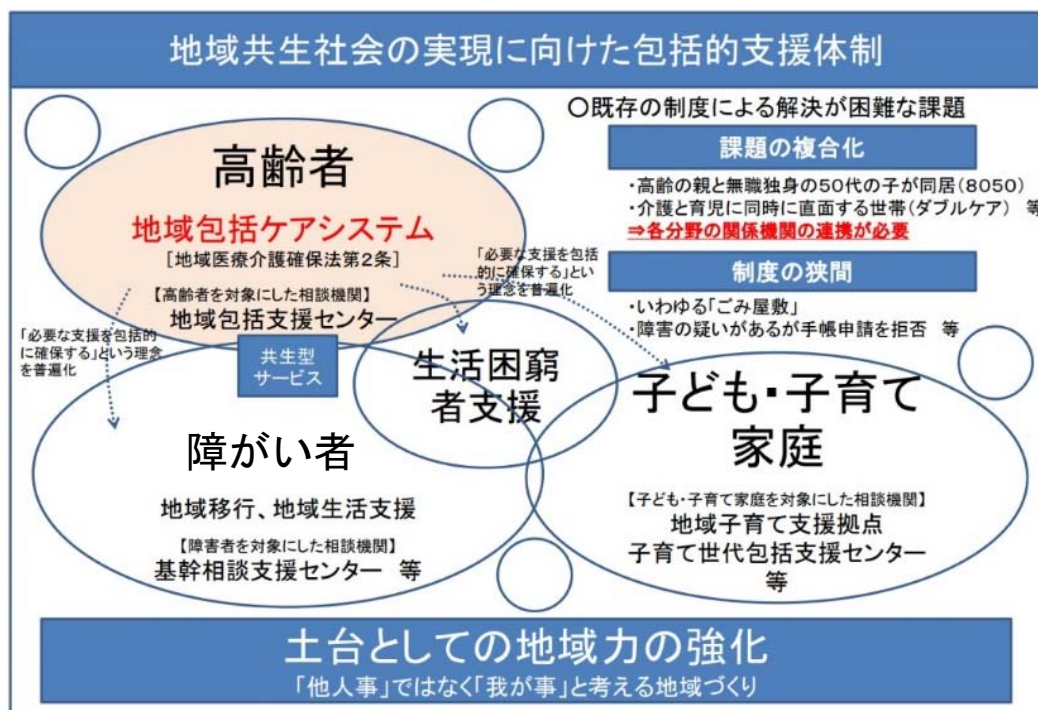
改正

○市町村が地域福祉の推進に関する事項として掲げる事項（改正後）

- ①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、
共通して取り組むべき事項（追加）
- ②地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ⑤包括的な支援体制の整備に関する事項（追加）

<社会福祉法第107条から抜粋>

包括的支援体制のイメージ



資料：厚生労働省

地域福祉に関し共通して取り組むべき事項

- (1) 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野（まちおこし、産業、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画、多文化共生等）との連携に関する事項
- (2) 高齢、障害、子ども・子育てなどの各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
- (3) 制度の狭間の問題への対応の在り方
- (4) 生活困窮者のような各分野横断的に関係する相談者に対応できる体制
- (5) 共生型サービス※¹などの分野横断的な福祉サービス等の展開
- (6) 居住に課題を抱える者・世帯への横断的な支援の在り方
- (7) 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方
- (8) 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方
- (9) 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人など、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方
- (10) 高齢者や障害者、子どもに対する統一的な虐待への対応や、家庭内で虐待を行った介護者・養育者が抱えている課題にも着目した支援の在り方
- (11) 保健医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方
- (12) 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
- (13) 「我が事・丸ごと」の地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との考え方・関係の整理
- (14) 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起を視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進
- (15) 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
- (16) 役所・役場内の全庁的な体制整備

<厚生労働省・地域福祉計画の作成ガイドラインから引用>

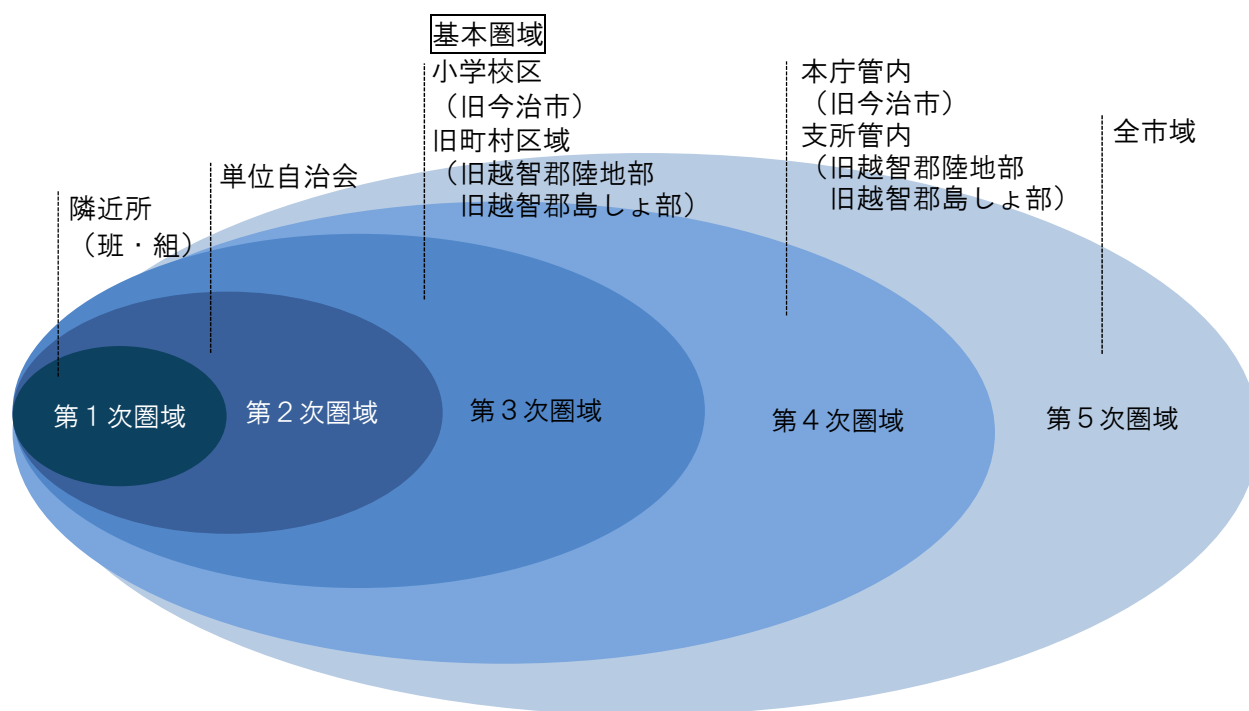
※1 共生型サービス：ホームヘルプサービスやデイサービス、ショートステイ等について、高齢者や障がい（児）者が共に利用できるサービスのことです。「介護保険」か「障がい福祉」のどちらかの指定を受けている事業所が、もう一方の制度の指定も受けやすくなります。「障がい福祉」の指定を受けている事業所『A』のサービスを利用している人が、65歳を境に「介護福祉」の指定事業所へ移行せざるを得なかったのが、事業所『A』が共生型サービスになることで、65歳以降も引き続き、なじみのある事業所『A』でサービスを利用することができます。

※2 市民後見人：社会貢献への意欲や倫理観が高い一般市民で、市町村が実施する養成研修を受講し、成年後見に関する一定の知識・態度を身に付けた人の中から、家庭裁判所により成年後見人等として選任された人のことです。

3 圏域の設定

第2期今治市地域福祉計画で、旧今治市内は小学校区、旧越智郡内は合併前の旧町村を基本圏域に設定し、基本圏域を中心とした第1次から第5次までの圏域のもと様々な活動に取り組んできました。第3期計画でも、第2期計画の圏域を引継ぎ、計画における圏域を設定します。

■圏域のイメージ



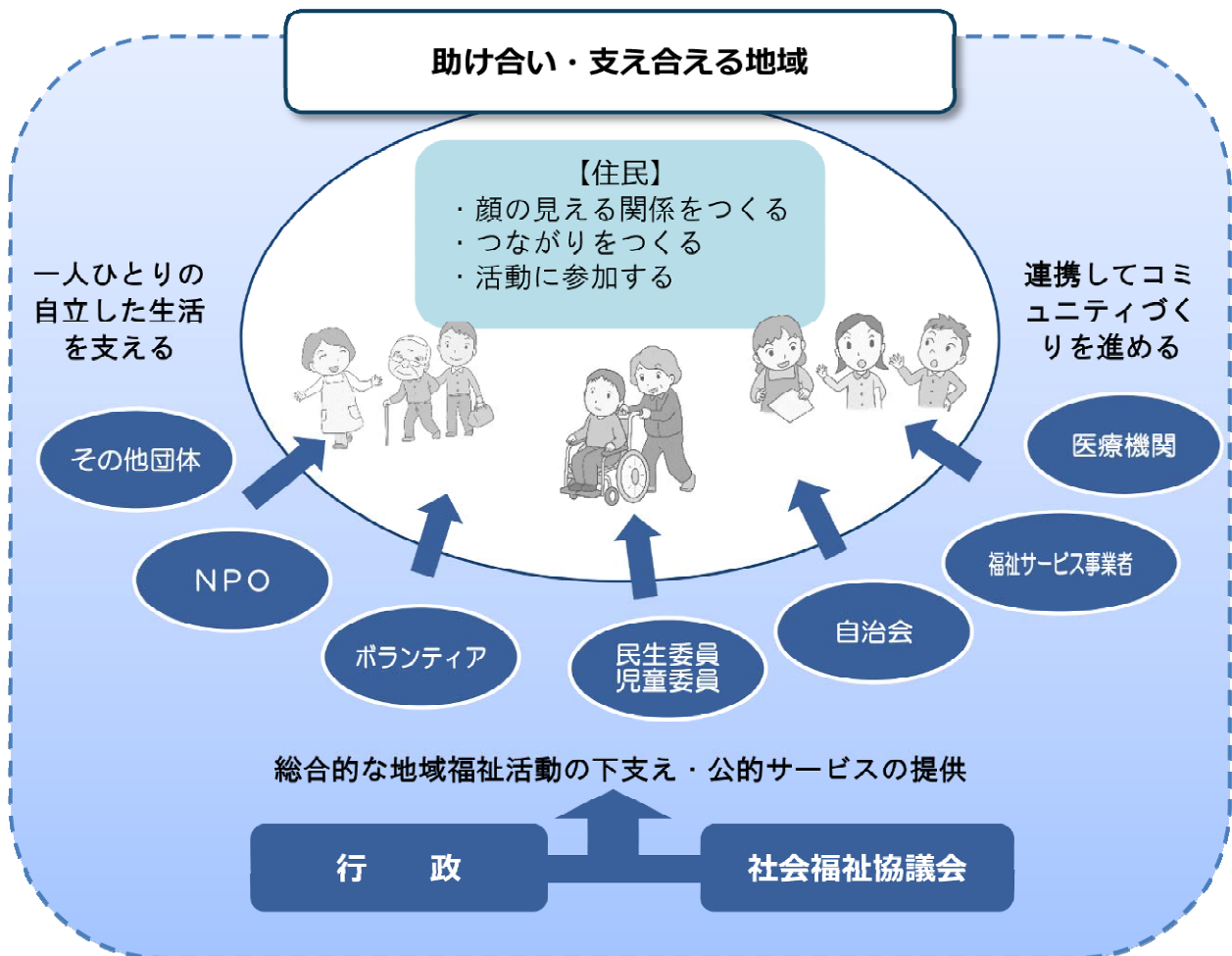
第1次圏域	声かけ、日常的な見守り、災害時の安否確認等の相互扶助活動。（小地域福祉）
第2次圏域	
第3次圏域 （基本圏域）	住民参加で地域の生活課題の把握・共有・解決を行う。
第4次圏域	地域特有の生活課題を共有できる範囲。住民・社会福祉協議会・専門機関・行政での解決。
第5次圏域	行政等による今治市の保健福祉施策の大きな方向性が決定され、各圏域への支援、専門機関や事業者、自治会等各種活動団体の連携や調整が必要になる。

4 地域福祉に求められるもの

(1) 地域福祉のイメージ

地域福祉とは、子どもでも、高齢になっても、障がいがあっても、住み慣れた地域で自分らしく幸せに暮らしたいという、すべての人の願いを実現するために、様々な担い手が、地域の福祉課題を把握し、その解決のために「自分たちにできること」「皆で協力してできること」に取り組み、「自助・互助・共助・公助」の助け合い・支え合える仕組みを構築することをいいます。

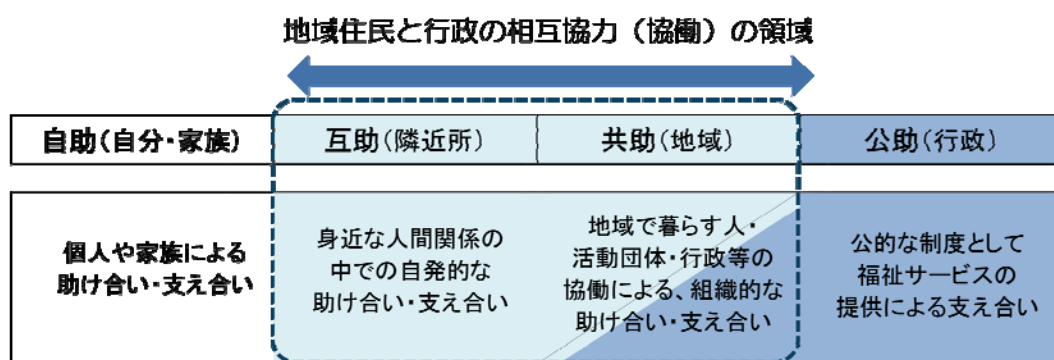
■地域福祉における担い手と役割のイメージ



(2) 「自助・互助・共助・公助」で進める地域福祉

地域には、高齢者、障がい者、子育てをしている方等様々な人が生活し、多くの悩みや課題を抱えています。しかし、そのすべてを個人や家族、あるいは公的なサービスだけで適切に対応していくことは困難となっています。

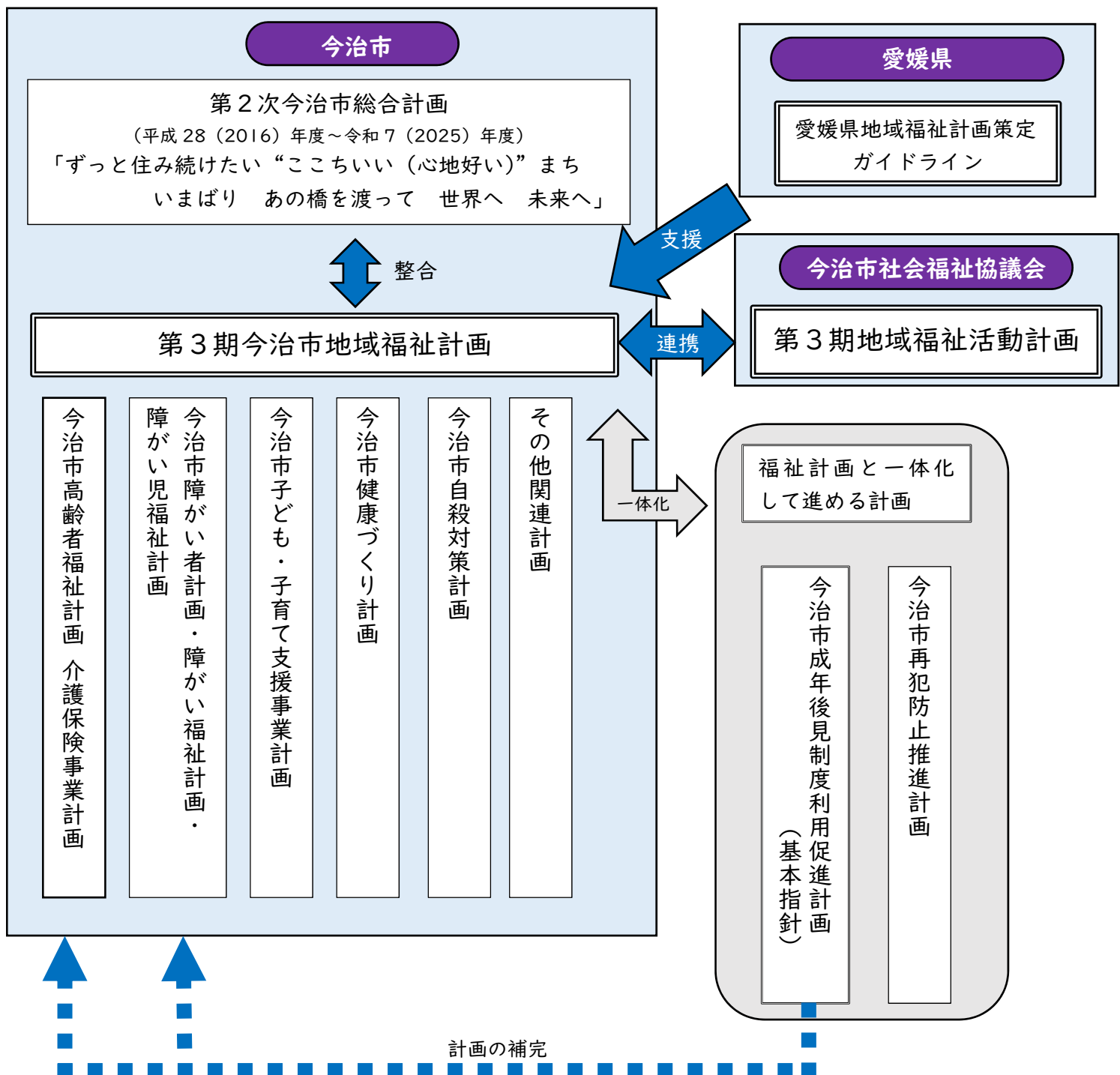
このような多種多様な生活課題を解決するには、個人や家族で解決することを考え対応する「自助」、隣近所等でお互いに助け合う「互助」、地域活動・ボランティア等によって地域で組織的に支え合う「共助」、行政等が行う公的支援や福祉サービスで解決する「公助」の連携・協働により、地域で助け合い・支え合える仕組みを構築することが必要です。



5 計画の位置付け

本計画の策定については、平成30年4月施行の社会福祉法の一部改正により、任意とされていたものが努力義務とされました。さらに、「地域における高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置づけられています。

本計画、各個別計画及び既存制度の狭間にある問題や各分野の横断的な課題の解決に向け地域福祉の推進における理念や基本的な方向を示すものです。



6 計画の期間

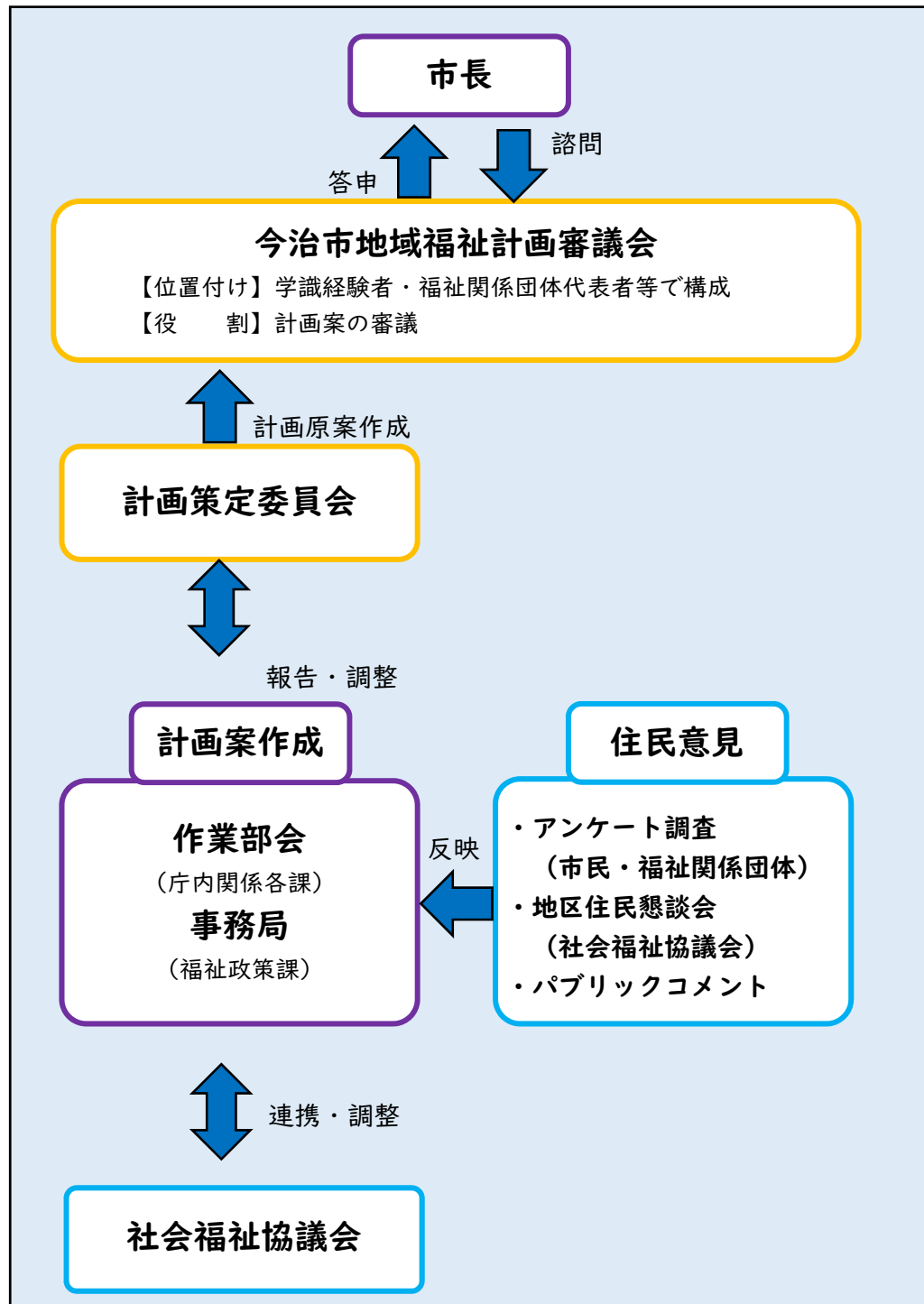
計画期間は、5年間（令和3年度～令和7年度）です。
計画最終年次の令和7年度に、次期計画を検討する予定です。

	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)
総合計画	第2次総合計画					
地域福祉計画	第2期計画	第3期地域福祉計画				
高齢者福祉計画 介護保険事業計画	第7期計画	第8期計画高齢者福祉計画 介護保険事業計画				
障がい者計画	障がい者計画					
障がい福祉計画 障がい児福祉計画	第5期計画 第1期計画	第6期障がい福祉計画 第2期障がい児福祉計画				
子ども・子育て支援事業計画	第2期子ども・子育て支援事業計画					
健康づくり計画	第二次健康づくり計画					
自殺対策計画	自殺対策計画					

7 計画策定の体制

本計画の策定にあたっては、市民や福祉関係団体へのアンケート調査を実施するとともに、社会福祉協議会が実施した住民座談会の意見、パブリックコメントなど、広く地域住民の意見を伺いました。

また、庁内の検討組織として「計画策定委員会」及び「作業部会」を設置し、検討された計画案は、学識経験者、福祉関係団体の代表者等で構成される「今治市地域福祉計画審議会」にて審議を行いました。



8 S D G s

SDGs（持続可能な開発目標）は、誰一人取り残さない持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標で、平成 27（2015）年 9 月の国連サミットにおいて、すべての加盟国が合意した「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」において掲げられました。令和 12（2030）年を達成年限とし、経済・社会・環境などに係る 17 のゴールと 169 のターゲットから構成されており、令和 2（2020）年からの 10 年を SDGs 達成に向けた『行動の 10 年』とされています。

第 2 次今治市総合計画後期基本計画では、主要な施策ごとに SDGs の 17 のゴールと関連づけ、施策の展開に取り組んでいます。

福祉分野の上位計画となる本計画においても、第 2 次今治市総合計画後期基本計画に連動し、SDGs の 17 のゴールと関連づけ、施策の展開を図ります。



【持続可能な開発目標（SDGs）の詳細】

	目標 1（貧困） あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。		目標 10（不平等） 各国内及び各国間の不平等を是正する。
	目標 2（飢餓） 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。		目標 11（持続可能な都市） 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
	目標 3（保健） あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。		目標 12（持続可能な生産と消費） 持続可能な生産消費形態を確保する。
	目標 4（教育） すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。		目標 13（気候変動） 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
	目標 5（ジェンダー） ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う。		目標 14（海洋資源） 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
	目標 6（水・衛生） すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。		目標 15（陸上資源） 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。
	目標 7（エネルギー） すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。		目標 16（平和） 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
	目標 8（経済成長と雇用） 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。		目標 17（実施手段） 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。
	目標 9（インフラ、産業化、イノベーション） 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。		